

2024年度 事業報告書及び事業報告の附属明細書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

■ 事業報告

I はじめに

当財団は、株式会社パロマの代表取締役会長である小林弘明が2016年12月に一般財団法人として設立いたしました。

2018年6月1日に愛知県知事より公益財団法人としての認定を受け、同日以後公益財団法人としての公益事業活動を実施しております。

また、2023年3月27日に内閣総理大臣からの公益変更申請の認定を受け、同日以後、公益事業を行う都道府県の区域を愛知県から日本全国に変更し、公益目的事業に全国のひとり親家庭等の環境にある理工学部所属の国公立大学生を対象とした奨学金支給を追加しております。

II 事業の内容

当財団は、一人親家庭等の環境にある児童及び生徒並びに学生で経済的理由によって修学が困難な者のうち、品行方正かつ成績優秀な者に対し必要な支援を行い、もって地域社会の発展と社会福祉の向上に貢献することを目的としております。

III 奨学金支給事業

2024年度においては、一人親家庭等の環境にある児童及び生徒並びに学生で経済的理由によって修学が困難な生徒の中で、愛知県内の児童養護施設入所者を対象とした奨学金の支給及び愛知県内の高校生並びに既に奨学金給付対象となった愛知県出身の大学生、及び全国の国公立大学・大学院の理工学部生を対象とした奨学金の支給を行いました。

また、当年度より新型コロナウイルス感染拡大前に実施していた海外留学支援を再開し、留学費用の支給を行いました。

(1) 児童養護施設入所者を対象とした奨学金支給

①支給人数及び支給額

採用者0名(4月～12月の9か月)	1人あたり月額50,000円	計0円
継続者3名(1月～12月の12か月)	1人あたり月額50,000円	計1,800,000円
終了者2名(1月～3月の3か月)	1人あたり月額50,000円	計300,000円
合計		2,100,000円

(2) 愛知県内の高校生並びに既に奨学金給付対象となった愛知県出身の大学生を対象とした奨学金支給

①支給人数及び支給額

採用者0名(4月～12月の9か月)	1人あたり月額50,000円	計0円
継続者39名(1月～12月の12か月)	1人あたり月額50,000円	計23,400,000円
終了者7名(1月～3月の3か月)	1人あたり月額50,000円	計1,050,000円
合計		24,450,000円

(3) 全国の国公立大学・大学院の理工系学部生を対象とした奨学金支給

①支給人数及び支給額

採用者 0 名 (4 月～12 月の 9 か月) 1 人あたり月額 50,000 円 計 0 円

継続者 7 名 (1 月～12 月の 12 か月) 1 人あたり月額 50,000 円 計 4,200,000 円

※修了者は無し

合計 4,200,000 円

(4) 在籍奨学生を対象とした海外留学資金としての奨学金支給

①支給人数及び支給額

在籍奨学生 5 名

支給額 3,748,465 円

IV 指導・育成及び交流事業

7 月にパロマ本社ビルにて、12 月にホテルマリオットアソシア名古屋にて、『小林奨学財団 交流会』を開催しました。いずれも財団卒業生を招き、学生時代の留学体験や現在の仕事紹介などを通じ社会勉強の機会とし、参加者同士の交流を深めました。

■ 事業報告の附属明細書

2024 年度事業報告には、「一般財団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しません。